

循

環

たけのこ

No.78

2021.7

夏号



一般社団法人

山形県産業資源循環協会



新しい事務所(持込受付)が完成致しました。皆様のご利用お待ちしております。

守ろう、地球。創ろう、未来。



クリーンシステム

本 社 / 山形市飯塚町字中河原 1629 - 5 tel : 023 - 644 - 2228

優良産廃処理業者認定 解体工事・PCBの処理支援は当社にお任せください！





循環



No.78

2021.7
夏号

CONTENTS

新年度のあいさつ

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課長 三浦光一郎	2
山形市環境部 廃棄物指導課長 桜井 武	3

できごと

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の見直しについて ..	4
不法投棄防止専門部会の開催について	7
第69回北海道東北地域協議会の開催について	13
第9回通常総会の開催について	14
(公社)全国産業資源循環連合会第11回定期総会について	19
支部長会議の開催について	20

行政だより

令和3年度県行政廃棄物対策関係職員	21
山形県からのお知らせ	22
山形市からのお知らせ	24

総合支庁だより

村山総合支庁環境課	25
最上総合支庁環境課	26
置賜総合支庁環境課	27
庄内総合支庁環境課	28

青年部会だより

青年部会第9回通常総会について	31
北海道東北ブロック青年部協議会第20回総会の開催について	31

事務局だより

村山支部支部長の選任について	33
令和3年度講習会の日程について	33
令和3年度労働災害防止計画について	34
令和2年度事業実施状況	37
協会ホームページ(会員専用)掲載情報(1月から6月)	39
法令文の雑学 読解について	41
編集後記	42



新年度のあいさつ



山形県環境エネルギー部

循環型社会推進課長 三浦 光一郎

一般社団法人山形県産業資源循環協会及び会員の皆様には、3Rの推進及び啓発活動のほか、不法投棄防止や原状回復など、循環型社会の形成推進及び廃棄物対策行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、貴協会及び会員の皆様には、県民の生活環境を良好に保ち、円滑な社会経済活動を支えていただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、県では4月から「第3次山形県循環型社会形成推進計画」がスタートしました。これは循環型社会形成推進計画、食品ロス削減推進計画及び海岸漂着物対策推進地域計画を統合した新たな計画であり、3つの基本目標「日本一ごみの少ない県を目指して」「リサイクル等の循環型産業を振興」「裸足で歩ける庄内海岸」の達成に向け、今後10年間で、3つの柱「資源循環型社会システムの形成」「資源の循環を担う産業の振興」「廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減」に基づく施策を展開することとしております。

計画に基づく、令和3年度の循環型社会推進課の主要な事業を紹介します。

まず、プラスチックごみの削減に向けて、専用ウェブページを開設し、処理の現状や3R推進のための一人ひとりの行動事例を発信するなど啓発を強化してまいります。

食品ロスの削減では、飲食店等で食べきれず残してしまった料理を自宅に持ち帰るための容器「テイクアウトボックス」の普及に向けた実証実験や、高校生環境にやさしい料理レシピコンテストを実施いたします。

また、企業の3R推進のため、廃棄物の発生抑制やリサイクルに係る研究開発と施設整備への支援に加え、新たにリサイクル認定製品について販路拡大に向けた展示会を開催する予定です。

海岸漂着物対策では、海岸における漂着物回収活動や陸域部における発生抑制に関する啓発活動を行うほか、漂着物の組成調査を継続して行う予定です。

加えて、大規模災害に備え、県内市町村に対し災害廃棄物処理計画を策定するよう支援してきましたが、すべての市町村で策定される見込みとなりましたので、引き続き処理計画の運用支援を行ってまいります。

このほか、高濃度PCBを含む廃棄物の処理の期限が今年度末となっております。県内では、PCBを含む電気設備の使用や、蛍光・水銀灯に付帯する安定器で未発見のものがあると思われるので、引き続き掘り起こしを行い、期限までに処分されるよう努めてまいります。

産業廃棄物の最終処分場については、埋立処理される廃棄物を少なくすることで、計画最終年度の令和12年度において、要最終処分量の10年分程度を確保できるよう計画的な管理を行ってまいります。

県民の快適な生活を保ちつつ、循環型社会への構造転換を行うには、貴協会及び会員の皆様の御理解と御協力が不可欠ですので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々の御発展と御活躍を祈念申し上げ、挨拶といたします。

山形市環境部

廃棄物指導課長 桜井 武

山形県産業資源循環協会会員の皆様には、日頃から、市政全般にわたり多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに、心より御礼を申し上げます。

また、貴協会におかれましては、黒澤会長のもと、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きくご貢献いただいておりますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響の中、5月からは高齢者向けの新型コロナワクチン接種も始まりました。感染性廃棄物をはじめとする廃棄物の処理は、住民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務でございます。廃棄物の適正な処理に係る会員の皆様に重ねて感謝を申し上げます。

さて、山形市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする『山形市発展計画2025』を策定し「健康医療先進都市」に向けた取組みを進めております。令和3年2月には、当計画に「感染症に強いまちづくり」及び「アフターコロナにおける地方創生の推進」を視点とした新たな施策や事業を加え、取組みを更に強化しております。

同年3月には、施策の一つである「脱炭素・循環型社会の推進」に関して『第4次 山形市環境基本計画』を策定いたしました。この計画では「みんなで創る 豊かな自然と笑顔輝く 持続的発展可能なまち」の実現に向け、「脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）」「循環型社会」「自然との共生」「生活環境の保全」「環境意識の向上」の5つの基本目標を掲げ、市の環境施策の基本的な方向性を示しております。

世界ではSDGs（持続可能な開発目標）の取組みが広がっており、社会の変革が世界的に求められております。このような社会的潮流の中で、昨年、山形市は「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明いたしました。この目標を達成するためには、経済・社会・環境の統合的向上を図りながら、化石燃料に依存しない社会へ転換していくことが必要とされています。

将来にわたって健康で安心して暮らすことのできる環境を次世代に引き継ぐため、循環型社会の形成や脱炭素社会への施策を進めてまいります。リサイクル製品の普及・廃棄物の適正な処理・不法投棄の防止など、身近な環境意識を向上させるためには、市民・事業者・行政の連携と協力が不可欠ですので、貴協会の皆様からお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会ならびに会員の皆様のご活躍を祈念申し上げ、挨拶といたします。



「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定の見直し」について

近年は地球温暖化による気候変動のせい、大きな地震や巨大な台風、記録的豪雨による水害・土砂災害の発生が毎年のように発生していることから、災害廃棄物の迅速な処理は、民生・民心の早期安定や迅速な復旧・復興のためにも欠かせないものとなっています。

また、現在の協定は、平成19年2月に締結されてから一度も改正されておらず、現在の社会情勢にややそぐわない部分も出ていることから、一昨年の行政懇談会の場で協定の中身について見直しを検討していくことが合意され、これを踏まえて昨年度の前半から近県の状況等も参考にしつつ、県と協会との間で作業を進めてきたところです。

見直しに当たって問題となったのは「第12条」（報告）に関する規定であり、2年に1度実施しなければならない会員事業所への車両や資機材等に関する調査の負担が大きいことから、他県の協会でも頭を悩ませていたようです。

検討の結果、実際に災害が発生した場合には同様の調査を再度行う必要があり、わざわざ規定しておく実益に乏しいことから、同条の規定は、県から調査を求められた場合にのみ実施することに改められ、協会事務局や会員事業所の負担が軽減されることになりました。

このほかにも、協会の名称変更に伴う規定の整備等はありませんでしたが、実質的な改正は第12条に関する部分となります。

改正の日付は令和3年1月26日で、即日施行されましたが、循環型社会推進課の青木廃棄物対策主幹と新関廃棄物対策主査には、公務でお忙しい中を1月の三役会や2月の不法投棄防止専門部会にお越しいただき、見直しに対する丁寧なご説明をしていただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要がある生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集・運搬
- （3） 災害廃棄物の処分
- （4） 前各号に伴う必要な事業

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2） 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害時に、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難しい場合は、口頭により要請し、事後に速やかに文書で通知する。

- （1） 市町村名
- （2） 協力内容
- （3） その他必要な事項

（報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

- （1） 市町村名
- （2） 協力内容
- （3） その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該処理等にかかる市町村が負担し、その価格は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

(損害補償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(他被災都道府県への支援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての支援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(仮置場)

第11条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、当該処理等に係る市町村で確保するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

(報告)

第12条 本協定に係る協会の人員、車両、資機材等について、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡体制)

第13条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境エネルギー部循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人山形県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第14条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(実施期日)

第15条 この協定は、平成19年2月22日から実施する。

2 この協定（一部改訂部分に限る。）は、令和3年1月26日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年1月26日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市緑町一丁目9番30号
一般社団法人山形県産業資源循環協会
会長 黒澤 利宏





不法投棄防止専門部会の開催について



不法投棄防止専門部会が、令和3年2月12日（金）にパレスグランデールで開催されました。県環境エネルギー部循環型社会推進課から、青木廃棄物対策主幹、新関主査、関根技師、山形市環境部廃棄物指導課から、三澤主幹、各総合支庁環境課の担当者様にご出席を賜り、次の内容について部会員と意見、情報の交換を行いました。

【報告の内容】

- (1) 令和2年度県の不法投棄防止対策等について
- (2) 令和2年度各総合支庁における不法投棄防止対策等について
- (3) 令和2年度県の不法投棄防止対策等について

【意見交換】

- (1) 令和3年度の原状回復の入札予定計画について
- (2) 山形県の新型コロナ対策応援金について
- (3) 新型コロナワクチン接種について
- (4) その他



伊藤部会長のあいさつ



山形県循環型社会推進課
青木主幹のあいさつ



山形市環境部廃棄物指導課
三澤主幹のあいさつ

令和2年度の不法投棄防止対策等について

産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等について

1 不法投棄の現状

(1) 箇所数の推移

(1箇所30㎡以上の箇所)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2. 12月
新規発見箇所数	29	35	35	40	27	15	22	28	13	8	12	8	4
原状回復終了箇所数	33	42	34	48	29	16	24	30	14	7	15	7	8
原状回復未済箇所数	37	30	31	23	21	20	18	16	15	16	13	14	10

(2) 現 状

① 原状回復未済箇所の推移

平成14年度頃までは、150箇所程度で推移していた。

平成15年度及び16年度の、緊急地域雇用創出特別基金事業による原状回復もあり急激に減少し、近年は15箇所前後で推移している。

市町村や関係団体等で構成する「不法投棄防止対策協議会」が中心となり、不法に投棄された廃棄物の回収を行い、平成15年度の71箇所から平成20年度には37箇所となり、令和2年12月では10箇所まで減少している。

② 新規発見箇所の推移

平成12年度以降は、減少傾向にあり、近年は10箇所前後で推移している。

減少の要因としては、監視体制の強化・啓発広報活動・法改正（罰則強化）が考えられる。

③ 投棄物の種類

家庭系一般廃棄物（廃家電、空き缶、空き瓶、粗大ごみ等）が大半を占めるが、農業関連廃棄物（農機具等）や建設系廃棄物も多い。

2 防止対策

(1) 不法投棄防止対策協議会

組織	平成4年度から8保健所に設置(平成13年から4総合支庁に設置)。事務局:各総合支庁環境課
構成	県、市町村、警察、(一社)山形県産業廃資源循環協会、(一社)山形県建設業協会等
事業	(1) パトロール 5、10月の不法投棄及び漂着ごみ削減強化月間を中心に、県内全域のパトロール、投棄者の調査、原状回復の支援等を実施。 (2) 原状回復 ① H28年度 8箇所、140名参加、8.85 t回収。434箇所に看板設置。 ② H29年度 3箇所、84名参加、8.29 t回収。454箇所に看板設置。 ③ H30年度 9箇所、187名参加、24.4 t回収。377箇所に看板設置。 ④ R元年度 5箇所、115名参加、10.09 t回収。245箇所に看板設置。

(2) 不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間（5月・10月）の設定

平成11年度から、毎年5月・10月を不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間に設定し、不法投棄防止監視パトロールを強化し県や関係機関並びに県民をあげて不法投棄の早期発見、未然防止のための啓発活動等を集中的に実施している。

(3) 広域連携事業

① スカイパトロール（平成10年度から実施）

県防災ヘリ、県警ヘリ、海保ヘリを活用し上空からパトロールを実施している。

年 度	時 期	地 区	結 果
H29年度	春季（6／6） （6／14）	置賜－防災、村山－県警 庄内沿岸部－海保	なし
	秋季（10／17）	庄内－防災	なし
H30年度	春季（6／5） （6／29）	最上－防災、置賜－県警 庄内沿岸部－海保	なし
	秋季（10／12）	庄内－県警	なし
R元年度	春季（6／7）	庄内－防災、村山－県警 庄内沿岸部－海保	天候不良により中止
	秋季（10／15）	村山－防災、置賜－県警	台風被害応援のため中止
R2年度	春季（6／8）	庄内－防災	なし
	秋季（10／1）	置賜－防災、最上－県警	緊急出動・天候不良により中止

*平成10～13年度は県単独、平成14年度から東北6県・北海道・新潟県連携事業として実施（幹事県：岩手）。平成15年度から県警・酒田海上保安部と合同で実施。

② 南東北3県合同県境パトロール（平成15年度から、10～11月に実施）

隣接県が、合同で県境のパトロールを実施している。

主な事業内容：合同会議、現地パトロールなど

※現地パトロールは、合同会議前に各関係機関が独自に県境パトロールを必要に応じて実施する。

◇組み合わせ

- ・山形・宮城県境北部：
村山・最上総合支庁、尾花沢市、最上町、大崎保健所、大崎市、加美・色麻町
- ・山形・宮城県境南部：
村山・置賜総合支庁、山形・上山・東根市、高畠町、仙南保健所、仙台市、川崎・蔵王・七ヶ宿町
- ・山形・福島県境：
置賜総合支庁、米沢市、高畠・飯豊町、会津地方振興局、福島・喜多方市、猪苗代町、北塩原村

年 度	実施日	場 所	
H29年度	10月19日	山形・宮城県境北部 会議場所：宮城県大崎合同庁舎	単独パトロール 情報交換
	10月31日	山形・宮城県境南部 会議場所：置賜総合支庁	単独パトロール 情報交換
	—	山形・福島県境 (紙面による情報交換)	単独パトロール 情報交換
H30年度	10月24日	山形・宮城県境北部 会議場所：最上総合支庁	単独パトロール 情報交換
	10月29日	山形・宮城県境南部 会議場所：宮城県川崎町山村開発センター	単独パトロール 情報交換
	11月9日	山形・福島県境 会議場所：置賜総合支庁	情報交換 (会議のみ)

年 度	実施日	場 所	
R 元年度	12月2日	山形・宮城県境北部 会議場所：宮城県大崎合同庁舎	単独パトロール 情報交換
	10月31日	山形・宮城県境南部 会議場所：村山総合支庁	単独パトロール 情報交換
	—	山形・福島県境 (紙面による情報交換)	単独パトロール 情報交換
R 2 年度	11月6日	山形・宮城県境北部 (紙面による情報交換)	単独パトロール 情報交換
	12月9日	山形・宮城県境南部 (紙面による情報交換)	単独パトロール 情報交換
	—	山形・福島県境 (紙面による情報交換)	単独パトロール 情報交換

③ 南東北3県一斉車両検問（平成18年度から、10～11月に実施）

産業廃棄物運搬車両の一斉検問を山形県、宮城県、福島県、仙台市、福島市、郡山市、いわき市（南東北三県、4政令市）で一斉に実施している。

年 度	時 期	場 所	違 反 等
H28年度	11月21日	国道48号線（東根市関山地内）	なし
H29年度	11月2日	国道13号線（南陽市柵塚地内）	なし
H30年度	11月27日	国道47号線（舟形町長沢地内）	許可証の写し不携帯1社
R 元年度	11月22日	山形自動車道（山形蔵王PA）	なし
	11月28日	国道113号線（小国町沼沢地内）	
R 2 年度	11月17日	山形自動車道（寒河江SA）	許可証の写し不携帯1社 なし
	11月30日	国道47号線（舟形町長沢地内）	

(4) 監視カメラの設置

平成22年度に県単独で監視カメラ（4台）及び抑止カメラ（6台）を設置し、平成24年度からは監視カメラ（1台）及び抑止カメラ（7台）を増設、令和2年度に監視カメラ（5台）を増設し、不法投棄箇所を常時監視している。

令和2年度は、8か所に設置した。（令和2年12月末現在）

<監視カメラ保有状況>

	村 山	最 上	置 賜	庄 内	計
監 視	6 台	2 台	3 台	2 台	13台
抑 止	3 台	2 台	4 台	4 台	13台

(5) 不法投棄防止協力協定の締結 通報：10協定 啓発：5協定

<目 的>

- ・監視・・・行政の監視の届かない部分について、民間団体から通報してもらう。
- ・啓発・・・より広く不法投棄防止の啓発を行う。

<役割分担>

- 県 ：監視・・・ステッカー、マニュアルの作成及び団体への説明会の実施等
啓発・・・ポスター、チラシ等啓発資料の提供
- 団体：不法投棄情報の提供、車輛へのステッカー貼付による啓発等
ポスター、チラシ等啓発資料の店舗掲示、利用者への配布

区分	年度	締結日	締結団体
通報	H17	10月3日(R 2. 4. 1 更新)	山形県ハイヤー協会 ※通報実績 (H19遊佐町、H23山形市)
	H18	9月29日(H30. 4. 1 更新)	山形県森林組合連合会 (13組合)
		11月1日(H30. 4. 1 更新)	日本自動車連盟山形支部
	H21	2月5日(R 2. 2. 5 更新)	東北電力(株)山形支店 (7 営業所等)
	H26	9月3日(H30. 4. 1 更新)	(株)NTTフィシリテーズ東北山形支店
			佐川急便(株)南東北支店
			日本郵便(株)山形南郵便局
R元	10月24日	赤帽山形県軽自動車運送協同組合 ヤマト運輸(株)山形主管支店	
啓発	H20	10月8日	一般社団法人山形県猟友会
	H22	10月5日	(株)セブンイレブン・ジャパン (177店舗) (株)ヨークベニマル (19店舗)
		11月8日	イオン(株) (7 店舗) (イオンリテール(株)、マックスバリュ東北(株))
	H23	2月17日	(株)ローソン (110店舗)
			(株)ファミリーマート (141店)

※啓発協定はすべて地産地消や健康増進・観光振興・災害対策等との包括協定

(6) 廃棄物適正処理監視員の活動 (平成9年度から配置)

不法投棄、野焼き等の不適正処理に対する監視・指導を行うために平成9年度から各支庁に配置している (現在5名)。不法投棄監視の他に、最終処分場、焼却施設等の監視、立入検査を行っている。

○R元年度活動実績 (延べ数)

出動日数	巡視箇所件数	指導件数			
		不法投棄	野焼き	排出事業者	処理業者
952.5	3,141	84	28	77	300

(7) 行政処分の強化

悪質な廃棄物処理法違反事案に対しては、刑事告発により厳しく対処するとともに、厳正かつ迅速な行政処分を実施する。

年度	行政処分の内容
H28年度	○収集運搬業の許可取消し 2件2者 ○産業廃棄物処理施設の許可取消し 1件1者
H29年度	○収集運搬業の許可取消し 3件2者 ○改善命令 1件1者 ○不許可 1件1者
H30年度	○収集運搬業の許可取消し 3件3者 ○改善命令 3件1者 ○措置命令 2件2者
R元年度	○収集運搬業の許可取消し 2件2者 ○改善命令 3件1者
R2年.12	—

(8) 山形県産業廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

不適正処理、不法投棄等を防止するため、意見交換や情報交換を行い、事案ごとに迅速、的確な対応を図っている。

構成：警察本部生活環境課（事務局）、酒田海上保安部、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課、山形市環境部廃棄物指導課、（一社）山形県産業資源循環協会

開催日：令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。



(公社)全国産業資源循環連合会(全産連)のブロック組織である北海道・東北地域協議会は、本来、毎年春と秋に各道県持ち回りで開催され、地域に共通の課題や全産連への提案事項などについて協議や意見交換をする場になっています。

しかしながら、昨年から続くコロナ禍のため、今年度も書面開催となり、いずれも原案どおり承認されました。

会議の概要は次のとおりです。

1 協 議

- (1) 令和2年度事業報告及び決算報告について
- (2) 令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について

2 報 告

- (1) 令和3年度全産連の行事予定について
- (2) 全産連会長表彰の推薦割当てについて
- (3) 地域協議会の会合の令和5年度までの年度別担当道県について
- (4) 地域協議会の連絡先(2021年4月現在)について



第9回通常総会の開催について



第8回通常総会は、令和3年6月11日（金）午後2時から、ホテルメトロポリタン山形において正会員238社中196社（うち委任状提出が179社）が出席して開催されました。

今年度の総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期すため、出席者を事前に絞り、研修会や懇親会を取り止めるとともに、検温、マスク着用、手指消毒の徹底、アクリル板の設置など「新しい生活様式」を徹底する形で行われました。

初めに大場専務理事の司会進行により森谷副会長が開会宣言をした後、黒澤会長が、循環型社会の実現に向けて産業廃棄物処理の単なる受け手から、創エネルギー・創資源を担う団体としての社会的責任を着実に果たしていきたい、と挨拶を行いました。

その後、会長表彰受賞者として功労者1名、優良事業所2社、優良従事者6名の方と感謝状贈呈者2名の方のお名前が紹介されました。

また、総会にはお招きできませんでしたが、山形県知事 吉村美栄子 様と山形市長 佐藤孝弘 様から心温まるメッセージが寄せられ、ご披露いたしました。

議事に先立ち、議長には齋藤 実氏（株マルコウ環境代表取締役）が選出され、議事録署名人に松木 弘氏（株マツキコーポレーション置賜クリーン設備常務取締役）と岡崎信広氏（有岡崎清掃社代表取締役）を指名した後、議事に入りました。



黒澤会長のあいさつ



齋藤最上支部長

議事では、第1号議案「令和2年度事業報告並びに令和2年度収支決算承認に関する件」及び第2号議案「理事の選任に関する件」の2件とも原案どおり承認されました。

また、報告案件である「令和2年度補正予算に関する件」、「令和3年度事業計画に関する件」及び「令和3年度収支予算に関する件」の3件についても特に質問もなく、了承されました。

最後に鈴木副会長が閉会の辞を行い、第9回通常総会は滞りなく終了しました。

— 令和2年度事業報告 —

1 産業廃棄物に関する広報啓発等事業

- (1) 令和2年やまがたオンライン環境展の開催
- (2) 県からの受託事業 循環型産業トップセミナーの開催
- (3) ホームページによる広報

2 産業廃棄物適正処理推進事業

- (1) マニフェスト普及啓発頒布事業
- (2) 廃棄物適正処理暫定講習会事業 延べ17回 378名受講
- (3) (特別管理) 産業廃棄物処理業許可期限更新通知事業
- (4) 不法投棄防止活動(地域における実践、専門部会の開催)
- (5) 廃棄物処理に関する相談・情報提供

3 目的達成事業

- (1) 組織強化活動の推進
- (2) 産業廃棄物に関する調査研究
- (3) 機関誌「循環やまがた」の発行・配布 年2回 各450部
- (4) 会員情報のホームページへの掲載、会員への情報提供
- (5) 会員外理事の選任による多様な意見の聴取
- (6) 産業廃棄物処理業における安全衛生の推進
- (7) 行政懇談会の開催
- (8) 支部長会議の開催
- (9) 産業廃棄物排出事業者研修会の開催
- (10) 災害廃棄物処理協定の見直しとそれに基づく協力
- (11) 各種会議等への参加

4 管理事業

協会運営の基本となる総会、理事会及び三役会の開催



— 会 長 表 彰 —

本会事業の趣旨に添い顕著な業績を有する会員企業や、多年にわたり産業廃棄物処理業務に従事し、成績優秀で他の模範となる方を顕彰しました。

○功労者表彰

渡部 元博 様 株式会社渡部砂利工業所 代表取締役

○優良事業所表彰

株式会社山形環境エンジニアリング 様
株式会社大場組 様

○優良従事者表彰

山口 幸恵 様 株式会社ミツワ企業
遠藤 由紀 様 株式会社クレンズ興産
高橋加奈子 様 株式会社クリーンシステム
溝越 文明 様 株式会社マルカ
須藤美和子 様 株式会社北原産業
齋藤 純 様 株式会社青南商事

— 感 謝 状 贈 呈 —

多賀谷英幸 様 前一般社団法人山形県産業資源循環協会 理事

平成12年6月から令和3年3月まで会員外理事として協会の発展に尽力された多賀谷英幸様に、会長より感謝状が贈呈されました。

故 後藤 重信 様 前一般社団法人山形県産業資源循環協会 村山支部長

平成22年4月から協会村山支部の副支部長、支部長を歴任され、この1月に惜しくも逝去された故後藤重信様に、会長より感謝状が贈呈されました。

メッセージ

一般社団法人山形県産業資源循環協会第9回通常総会が開催されますこと、誠におめでとうございます。貴協会には、日頃山形県の廃棄物対策行政に対し、格別の御理解をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない中であって、県民の生活や経済活動を支えるため、廃棄物処理業務を安定的に継続して担っていただき、心から敬意を表します。

さて、近年は、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象やこれに伴う災害が頻発するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムによる地球環境への大きな負荷により、海洋プラスチック汚染をはじめとする環境問題が深刻さを増してきております。

こうした中、本県では廃棄物の適正な循環的利用の促進など、地域循環共生圏の構築に向けた仕組みづくりを主導し、カーボンニュートラルの実現に貢献していくため、このたび「第3次山形県循環型社会形成推進計画」を策定したところです。

貴協会におかれましては、本県が目指す「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向け、御理解と御協力を賜りますようお願いするとともに、廃棄物の適正処理により、美しく豊かな自然環境と快適な生活環境の確保に一層貢献されるよう期待し、お祝いのメッセージといたします。

令和3年6月11日

山形県知事 吉村 美栄子

メッセージ

山形県産業資源循環協会第9回通常総会の開催、誠におめでとうございます。

貴協会の皆様には、日頃から、市政全般にわたり多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、廃棄物の継続的な処理を通して、生活環境の保全と公衆衛生の向上にご尽力いただいておりますことに、重ねて深甚なる敬意と感謝の意を表します。

さて、近年、地球温暖化や大気汚染をはじめとする環境問題が顕在化し、持続可能な社会への変革が世界的に求められております。山形市といたしましては、本年3月に策定した「第4次山形市環境基本計画」において、「循環型社会」をはじめとする5つの基本目標を設定し、市民、事業者、行政の連携による廃棄物の発生抑制や安全で適正な処理、資源の再利用化等の各施策に取り組んでいるところです。

こうした施策を着実に推進し、持続可能な循環型社会を形成していくためには、貴協会の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、山形県産業資源循環協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和3年6月11日

山形市長 佐藤孝弘

(公社)全国産業資源循環連合会第11回定時総会について

(公社) 全国産業資源循環連合会の第11回定時総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底するため、Web会議方式により行われました。

1 定時総会 令和3年6月18日(金)午後1時30分～

- (1) 連合会会長挨拶 永井良一 氏
- (2) 議長選出 (一社) 千葉県産業資源循環協会 杉田昭義 氏
- (3) 議 事

第1号議案 令和2年度事業報告並びに令和2年度決算案承認の件
令和2年度監査報告

原案どおり承認されました。

(報告事項)

- 1 令和3年度事業計画に関する件
- 2 令和3年度収支予算に関する件

2 表彰式

コロナ禍のため表彰式は行わず、該当者には連合会から直接表彰状等が送られました。

本県関係の受賞者の方は、以下のとおりです。

- ・地方功労者表彰 青山 武 氏 (環清工業株式会社)
- ・優良事業所表彰 井上工業株式会社 様
- ・優良従事者表彰 斎藤和美 氏 (中央公害清掃株式会社)



Webで参加の黒澤会長



支部長会議の開催について



協会三役と各支部長及び支部事務局担当者が出席しての支部長会議を、令和3年6月29日(火)にパレスグランデールで開催しました。

内容は次のとおりです。

(1) 令和3年度各支部の事業活動について

各支部から提出された事業計画に基づき、支部設立20周年記念式典、研修会、視察研修の予定などについて説明がありましたが、コロナ禍のため流動的な部分が多く、大半の支部ではこれから検討するとのことでした。

(2) 令和2年度の行政懇話会の内容と今年度のテーマについて

昨年度実施しなかった最上支部以外の3支部から昨年度の開催状況について報告を行った後、新型コロナの感染状況を見ながら、今年度も地域の実情に応じたテーマを設定して開催していくことになりました。

(3) 支部設立20周年記念式典について

令和4年2月4日に開催予定の村山支部以外からは、新型コロナの感染状況を見ながら今後時期を検討する旨の説明がありました。なお、事務局からは、令和2年度からの繰越予算は今年度で使い切らないと来年度予算からは通常の配分基準額に戻すことになるとの説明がありました。

(4) 令和3年度労働災害防止計画について

令和2年の休業4日以上の方災発生件数は12名で、前年(令和元年)の23名から半減したこと。そして、安全衛生活動のアンケート回収率も過去最高の75%に達したとの説明が事務局からあり、全産連の第2次労働災害防止計画の目標達成に向けて改めて協力依頼がありました。

(5) 大規模災害時復旧支援規程について

- ① 被災地で災害対策に当たる現地本部員に当該支部の青年部会委員も含まれることから、支援規程の該当条文と別表に青年部会員を追加する旨の改正が承認されました。
- ② 協会として、災害廃棄物処理事業に迅速で効果的な対策をどう取っていけばよいかについては、引き続き時間をとって検討していくことになりました。





— 令和3年度 県行政廃棄物対策関係職員 —

本 庁	循環型社会推進課長	三浦光一郎				
	廃棄物対策主幹	前田 学				
	課長補佐 (総括)	庄司 栄一				
	課長補佐 (廃棄物対策担当)	大久保 剛	廃棄物対策主査	横山 英史	主 査 (廃棄物対策担当)	大河原龍馬
			廃棄物対策主査	新関 祐輔	主 事 (廃棄物対策担当)	国井 貴大
					技 師 (廃棄物対策担当)	門脇 史
	課長補佐 (リサイクル・環境産業担当)	吉田 正樹	環境産業振興主査	松本 陽子	主 事 (リサイクル・環境産業担当)	鈴木 崇史
			リサイクル推進主査	浦安 功		
村 山	環境課長	鎌水いずみ	廃棄物対策主査	石澤 伸寛		
	廃棄物対策主幹	後藤 忠史	廃棄物対策主査	中島 暁彦		
	課長補佐 (総括・環境自然担当)	菅井 浩二	主査	土屋 勇一		
	課長補佐 (廃棄物対策担当)	黒沼 光洋	リサイクル推進専門員	神田 善弘	主 査	丹野 雅一
最 上	環境課長	田中 利正				
	課長補佐 (総括・環境自然担当)	小松 健				
	環境対策専門員	細矢 博	環境リサイクル主査	遠藤 昌樹	主 査	田中 歩
置 賜	環境課長	岡村 和恵	廃棄物対策主査	中山 祐樹	主 査	高橋 香代
	課長補佐 (総括・環境自然担当)	工藤 昌彦			技 師	高山賢太郎
	課長補佐 (廃棄物対策担当)	伊藤 健			主 事	萩原 紳
庄 内	環境課長	笹淵 健市			技 師	伊藤 育子
	課長補佐 (総括・環境自然担当)	齋藤 哲	海岸漂着物対策主査	齋藤 美紀	主 事	佐藤 加奈
	課長補佐 (廃棄物・海岸漂着物担当)	原田 恭浩	廃棄物対策主査	三浦 大平	技 師	黒沼 洋太



第3次山形県循環型

計画の位置づけ

- 第4次山形県環境計画の分野別計画
- 廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画
- 食品ロス削減推進法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画
- 海岸漂着物処理推進法に基づく都道府県海岸漂着物対策推進地域計画

背景と趣旨

- これ
- その
- 一方
- 循環

現状	課題																								
ごみ（一般廃棄物）																									
<ul style="list-style-type: none"> ○排出量(総量)はごみゼロやまがた県民運動展開等による県民の3R意識向上で減少傾向【目標未達】 ○3Rの推進等で事業系ごみは横ばい【目標未達】 ○地域の集団回収量減少等で1人1日当たり家庭系ごみは増加傾向、リサイクル率は下降傾向【目標未達】 ○最終処分量は焼却残さのリサイクル進展で減少傾向【目標達成】 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチックごみ削減のため、県民のライフスタイルの変革 ●事業系ごみの発生抑制・リサイクル促進に向け、事業者への働きかけを強化 ●集団回収等のリサイクルシステム強化 ●新型コロナウイルス感染拡大による廃棄物の新たな動きへの対応 																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>目標(R2)</th> <th>H30実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ(一般廃棄物) 排出量</td> <td>408千トン</td> <td>355千トン</td> <td>391千トン</td> </tr> <tr> <td>うち事業系ごみ(一般廃棄物) 排出量</td> <td>111千トン</td> <td>89千トン</td> <td>110千トン</td> </tr> <tr> <td>家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)</td> <td>526g</td> <td>430g</td> <td>528g</td> </tr> <tr> <td>ごみ(一般廃棄物) リサイクル率</td> <td>19.0%</td> <td>27%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>ごみ(一般廃棄物) 最終処分量</td> <td>45千トン</td> <td>38千トン</td> <td>35千トン</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H26	目標(R2)	H30実績	ごみ(一般廃棄物) 排出量	408千トン	355千トン	391千トン	うち事業系ごみ(一般廃棄物) 排出量	111千トン	89千トン	110千トン	家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)	526g	430g	528g	ごみ(一般廃棄物) リサイクル率	19.0%	27%	18.2%	ごみ(一般廃棄物) 最終処分量	45千トン	38千トン	35千トン	
項目	H26	目標(R2)	H30実績																						
ごみ(一般廃棄物) 排出量	408千トン	355千トン	391千トン																						
うち事業系ごみ(一般廃棄物) 排出量	111千トン	89千トン	110千トン																						
家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)	526g	430g	528g																						
ごみ(一般廃棄物) リサイクル率	19.0%	27%	18.2%																						
ごみ(一般廃棄物) 最終処分量	45千トン	38千トン	35千トン																						
産業廃棄物																									
<ul style="list-style-type: none"> ○排出量(総量)は横ばい傾向から、H30は建設業排出のがれきり類により増加【目標未達】 ○リサイクル率はがれきり類再生利用等により目標値前後で推移【目標概ね達成】 ○最終処分量はH30は発電所由来の燃え殻・ばいじんの増加により増【目標未達】 	<ul style="list-style-type: none"> ●各企業の状況を踏まえたきめ細かな削減対策 ●建設系廃棄物・廃プラスチック類等分別徹底、リサイクル技術開発・施設整備 ●余裕をもった最終処分場整備 ●新型コロナウイルス感染拡大時の廃棄物処理事業継続 																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>目標(R2)</th> <th>H30実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物排出量</td> <td>3,558千トン</td> <td>3,558千トン</td> <td>3,805千トン</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物リサイクル率</td> <td>59.0%</td> <td>60%</td> <td>59.9%</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物最終処分量</td> <td>96千トン</td> <td>90千トン</td> <td>136千トン</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物最終処分量(※)</td> <td>(139千トン)</td> <td>-</td> <td>(136千トン)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 比較のため、新規埋立量のみ計上(H26の96千トンは、新規埋立量から過年度埋立分の繰り起こし(再利用)量を差し引いた後の量)</p>	項目	H26	目標(R2)	H30実績	産業廃棄物排出量	3,558千トン	3,558千トン	3,805千トン	産業廃棄物リサイクル率	59.0%	60%	59.9%	産業廃棄物最終処分量	96千トン	90千トン	136千トン	産業廃棄物最終処分量(※)	(139千トン)	-	(136千トン)					
項目	H26	目標(R2)	H30実績																						
産業廃棄物排出量	3,558千トン	3,558千トン	3,805千トン																						
産業廃棄物リサイクル率	59.0%	60%	59.9%																						
産業廃棄物最終処分量	96千トン	90千トン	136千トン																						
産業廃棄物最終処分量(※)	(139千トン)	-	(136千トン)																						
食品ロス																									
<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減推進法施行(R1.10) ○全国のH29食品ロス発生量推計612万トン(事業系328万トン(54%)、家庭系284万トン(46%))、本県家庭系食品ロス発生量試算2.2万トン 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品関連事業者と家庭双方への働きかけ ●フードバンク活動の安定継続 ●本県食品ロス発生量の把握 																								
海岸漂着物																									
<ul style="list-style-type: none"> ○回収に係るボランティア参加者数の増加 ○海岸漂着物の約7割が陸域部からのごみ、約7割が漁具を含む人工物でその約8割がプラスチック ○H23年春期と比較し海岸清潔度が改善した区域は48.7% ○マイクロプラスチック問題への国際的関心の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ●回収作業が困難な場所への対策 ●陸域部から流出するごみの発生抑制 ●プラスチックごみの削減 ●河川部でのごみ回収とモニタリング ●マイクロプラスチック問題への対策促進 																								

施策の柱1 資源循環型社会シス

(1) 県民運動等によるライフスタイル

- ① ごみゼロやまがた推進県民会議
- ② プラスチックごみ削減
 - 飲食店等のワンウェイ(再使用で)
 - 在宅勤務や飲食店テイクアウト等、
 - 政府が導入を進めているプラスチ

(2) 家庭・事業所での分別・リサイ

- ① 家庭における資源ごみの分別徹底
 - 地域における集団回収実施団体掘
- ② 業界・事業所等の実情に応じた発
 - 業界団体との連携による、業界ご
 - 食品小売業・飲食業等のAI(人

(3) 循環資源に関する情報収集及び

- 廃プラスチック・古紙等の市場動

(4) 食品ロスの削減

- ① 事業所等への支援
 - 飲食店のテイクアウトボックス普
- ② 県民への普及啓発
- ③ フードバンク・フードドライブ活
 - フードバンク活動等周知・支援

施策の柱2 資源の循環を担う産

(1) 企業の3R推進に係る支援

- 研究開発から、施設・設備整備、販
- 施設・設備整備では企業規模や事業

(2) リサイクル産業の振興

- 農業由来の廃材や建設廃材、廃棄物
- 展示会・商談会開催等、リサイクル

施策の柱3 廃棄物の適正な処理

(1) 廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理業者等に対する監視計画的な管理
- 市町村災害廃棄物

(2) PCB廃棄物処理の推進

- 法定期限までの確実・適正な処理指

(4) 海岸漂着物等の回収及び発生抑

- 回収処理対策
- 陸域部を含む発生

基本的数値目標項目	
目 標	ごみ(一般廃棄物)
	ごみ(一般廃棄物) 排出量
	事業系ごみ(一般廃棄物) 排出量
	1人1日当たり家庭系ごみ(一般廃棄物) 排出量
	1人1日当たりごみ(一般廃棄物) 排出量
	ごみ(一般廃棄物) リサイクル率
	ごみ(一般廃棄物) 最終処分量

社会形成推進計画の概要

まで、第2次計画に基づき循環型社会の形成に関する各種施策を展開結果、廃棄物の排出量等削減やリサイクル率向上などの成果、海洋プラスチックや食品ロスなど地球規模の課題が顕在化型社会の形成を加速するため、関連計画を統合した一体的計画を新たに策定

計画
期間

令和3年度
～
令和12年度

テーマの形成 ※主なもの

ル変革の促進

核とした県民運動

きない) 容器等使用抑制、リサイクル・リユース製品活用
新型コロナウイルス「新しい生活様式」へ対応した啓発
ック資源循環の新制度に係る市町村・事業所への支援

クルの促進

と個別リサイクル法に基づく適正なりサイクルの促進

り起こしや新たな回収方法検討

生抑制とリサイクルの促進

との共通課題把握と対応や、紙類の適切な分別の啓発
工知能) による需要予測等発注支援システム導入への支援

発信

向等情報収集・発信による再生利用ルート確保・拡充

及 ○消費期限切れ間近な商品の販売促進サービス導入支援

動への支援、その他

○食品ロス発生量調査 ○市町村食品ロス削減計画策定支援

業の振興 ※主なもの

路開拓までトータルコーディネート体制の下で効率的な支援
効果に応じた補助内容の設定などメリハリをつけた支援

焼却後の焼却灰、下水汚泥等を原料とした製品開発の促進
製品認定制度等登録アドバンテージの拡大

による環境負荷の低減 ※主なもの

・指導の徹底 ○産業廃棄物のR12年度要最終処分量10年分程度確保に向けた最終処分場の
処理計画の運用支援 ○市町村・廃棄物処理業者の事業継続計画策定支援

(3) 不法投棄の防止

導 ○不法投棄監視体制強化 ○不法投棄防止対策協議会等による啓発と原状回復

制の促進

抑制対策、普及啓発・環境教育 ○役割分担と相互協力 ○モニタリング調査等進行管理

共通施策

市町村との連携

環境教育

ICTを活用した
情報発信

■専用ウェブページ

◎プラスチックごみ削減

◎リサイクル情報

◎食品ロス削減

■SNS (ツイッター、
フェイスブック)

3R推進環境コー
ディネーターの活用

■企業の3R支援

企業・業界団体訪問に
より現状把握を行った
うえで、

◎廃棄物削減・循環利
用の情報提供・助言、
マッチング

◎リサイクル資源掘り
起こし

◎トータルコーディ
ネーターの中心的役割

基本
目標

(1) 全国一ごみの少ない県を目指して
(2) リサイクル等の循環型産業を振興
(3) 裸足で歩ける庄内海岸

R7 中間目標	R12 目標	基本的数値目標項目	R7 中間目標	R12 目標
		産業廃棄物		
350千t	326千t	産業廃棄物排出量	3,497千t	3,492千t
94千t	87千t	産業廃棄物リサイクル率	60%	60%
		産業廃棄物最終処分量	125千t	124千t
440g	408g	食品ロスの削減 ※県独自試算		
850g	810g	家庭系食品ロス発生量	20千t	18千t
23%	28%	海岸漂着物対策		
33千t	31千t	海岸清潔度がH23春期比1ランク以上アップした区域数	—	39/39区域

推
進
体
制

- 山形県環境審議会
- 山形県海岸漂着物対策推進協議会
- 地域循環検討会議 (市町村等で構成)
- ごみゼロやまがた推進県民会議 (関係団体等で構成)

山形市からのお知らせ

— 山形市廃棄物指導課からのお知らせ —

◎今年も早朝・夜間パトロールを実施します。

山形市の独自事業として、春と秋の早朝と夜間に、森林整備課・道路維持課・河川整備課と共にパトロールを行っています。高速道路沿線、河川周辺、林道、農免道路等の不法投棄が懸念される箇所を、青色回転灯を点灯し巡回することで、不法投棄の抑止を図っています。

今年の春は、6月21日から一週間行いました。秋は10月を予定しています。



◎スカイパトロールを実施しました。

6月1日、通常のパトロールでは確認が困難な山間部などを、空から監視して不法投棄の早期発見につなげるため、県航空隊の協力のもとでスカイパトロールを実施しました。

山形市内で過去に不法投棄のあった場所や山間部の重点箇所など計6地点を上空から監視したところ、今回新たな不法投棄箇所は見つかりませんでした。不適正保管が疑われる箇所もありましたので、これらに関して継続した調査を行っていきます。



◎PCB使用安定器の調査を進めています。

現在、山形市では蛍光灯照明器具に係るPCB使用安定器の調査を行っております。令和4年度末が処理期限となっておりますので、期限内の処理をお願いするとともに、古い照明器具が廃棄物として排出された際には、PCB使用製品が混入しないよう特段の注意をよろしくお願いいたします。

◎今年度の体制

廃棄物指導課長	桜井 武	産業廃棄物係長	三澤 栄次	主任技師	関根 章則
課長補佐	鈴木 仁	主任技師	渡邊 達典	主事	菊地 惟丈



村山総合支庁の廃棄物関連の取組みについて

昨年から県内でも流行している新型コロナウイルス感染症は今年度になっても続いています。最近になってワクチン接種が始まり、終息への期待が高まってきています。

このような中で、今年度村山総合支庁管内では感染防止対策をした上で、これまで2か所の不法投棄箇所の原状回復作業を、循環協会会員の協力を得て地区住民との協働で実施しました。

1か所目は5月19日に寒河江市留場字腰回地区の県道沿いで実施しました。県道沿いにポイ捨てされたペットボトルや空き缶など210kgを回収しました。2か所目は6月9日に寒河江市白岩地区で沢沿いの急傾斜地に投棄された廃棄物を回収しました。昨年度回収しきれなかった農業用ビニールや農機具などの他、冷蔵庫など大型の廃棄物が残っており、人力では投棄された廃棄物を引き上げることができなかつたため、ユニック付きのトラックで廃棄物を引き上げ、1,580kgの回収量となりました。急傾斜地でマスク着用での作業となつたため、皆さん全身汗だくの重労働となりました。

村山総合支庁では不法投棄防止の啓発を行うとともに、このような回収事業を今後も継続して実施し不法投棄箇所の「全滅」を目指します。

○寒河江市留場（5月19日の回収事業）



(思った以上の急傾斜でした。)



(ビン缶、ペットボトルが多かつた…。)

○寒河江市白岩（6月9日の回収事業）



(こちらも急傾斜でした。)



(ユニック車で引き上げました。)

◎令和3年度 新たなメンバーでGO！

県職員恒例の人事異動も終わり、環境課長をはじめ新たに3名の職員が着任しました。環境課職員9名のうち3名の職員が入れ替わる小幅な異動となっています。

一方、昨年来のコロナ禍の中、職場内は物々しい雰囲気ですが、ぜひお気軽に環境課にお立ちよりください。

県民や事業者の皆様と情報の共有を図りながら、豊かな最上の自然環境を保全して参りましょう！



◎春期の不法投棄防止合同パトロール（5／7～18）

今春は、新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら市町村及び関係団体の担当職員と管内を隈なくパトロールしました。今回新たに発見された地点については、現在、投棄者や土地所有者の調査等を行っており、今後、不法投棄された廃棄物の回収作業を行います。

なお、特に悪質な事案については地元警察署に通報したほか、関係機関と連携して監視を一層強化し、不法投棄ゼロを目指して参ります。



◎廃棄物の原状回復作業（4月27日、30日）！

金山町上台地区の原状回復作業を行いました。現場は急傾斜地で、4月27日に業者委託による廃棄物の回収を行い、30日には現場周辺を含む広範囲の複数箇所を地域住民等の協力を得て実施しました。2日間で合計約5 tの廃棄物を回収しました。



【廃棄物適正処理・3Rポスターコンクール】

置賜地区不法投棄防止対策協議会では、「廃棄物の適正処理」と「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」に理解と関心を深めてもらうことを目的に、ポスターコンクールを開催しています。募集対象は、置賜地域に在住する小学4年生から中学3年生で、募集期間は8月31日（火）までです。優秀な作品は、ポケットティッシュや看板などの図案として採用するほか、応募者全員に参加賞も用意しています。置賜地域にお住まいの方はもちろん、知人で置賜地域にお住まいの方にもぜひお声掛けください。

○令和2年度最優秀作品

(小学生の部)



「未来のためにできること」
長井市立長井小学校 6年 左右田 心さん

(中学生の部)



「Save the nature」
川西町立川西中学校 2年 情野 誉さん

【技師Tのひとりごと】

こんにちは。現在の職場に配属され3年目を迎えました技師Tです。廃棄物行政はとても難しく、3年目の今も毎日上司の教を請い、いろいろ迷いながら仕事をしています。

そんな私ですが、一人の公務員として何か地域の役に立てればと思い、昨年、ボランティア活動のサークルに入会しました。活動の一環として主に米沢市内のゴミ拾いをしているのですが、コロナ禍のせいか、使い捨てマスク、お酒の空き缶、ご丁寧に(?)袋に入った家庭ごみなどのポイ捨てが目立ちます。中には布団、ソファ、冷蔵庫など、正気の沙汰とは思えないものも…。自分の家の庭に同じものを捨てられたらどう思うのか、考えて欲しいものですね。

これからも現場の声にしっかり耳を傾けながら、環境課職員として更に成長していきたいと思っています。今後とも、置賜総合支庁環境課を宜しくお願いします。

■『裸足で歩ける庄内海岸』を目指して…

去る6月13日（日）に、飛島クリーンアップ作戦が行われました。

この活動は、平成13年から20年間継続して実施されております。

昨年は残念ながら中止となりましたが、今年是一般公募を行わず、実行委員会メンバー60名により、規模を縮小して実施することが出来ました。



漁網・ロープ、ブイ等の大型ごみや、ペットボトル、ビン等の生活ごみが散乱していた海岸が、クリーンアップ後は見違えるほどきれいになりました。

一般社団法人山形県産業資源循環協会の皆様にも多大なるご協力を頂き、ありがとうございました。

先日、遊佐海岸でクリーンアップを行っていた際に「どうして、こんなにごみがあるの？」という小学生の声が聞こえてきました。

「コロナを言い訳にはしたくない。拾っても、拾ってもごみは無くならないけれど、やり続けることが大切！」こちらは、庄内で海岸漂着物問題に取り組む学生ボランティアの方の言葉です。



海岸清掃をしていると、感じることや考えることがたくさん出てきます。

今後、庄内海岸のあちらこちらで海岸クリーンアップが実施される予定です。

県ホームページでもご案内しておりますので、お気軽にご参加いただけますと、嬉しいです。是非、一緒に汗を流してみませんか！

■オールドルーキーKの元鉄っちゃん的生活 (第三回)

入庁2年目になりました、鉄の会社の元従業員、オールドルーキーのKです。Kは鉄鋼マン時代、【クラッド鋼】なるものの研究開発を主にしていました。「クラッド鋼？ 何それ、おいしいの??」という方に、今回はクラッド鋼の世界を紹介します。

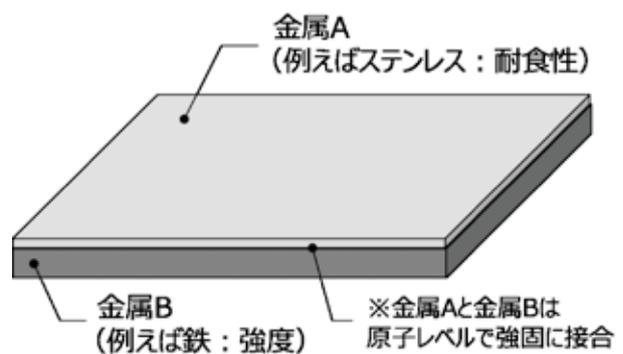


図 クラッド鋼の模式図

まず、クラッド鋼は食べ物ではありません（笑）。2種類以上の金属を貼り合わせた複合材料です。金属同士は原子レベルで接合しているので、簡単に剥がれません。また、異なる金属それぞれの特性を生かして、単一の金属では両立しにくい特性を持たせることができます。たとえば、化学工場の容器には、ステンレス（耐食性）＋鉄（強度）のクラッド鋼が、IHジャー炊飯器には、ステンレス（IHでの加熱性能）＋アルミニウム（熱伝導性）のクラッド鋼が、銅メッキ、フッ素樹脂コーティングされて、使用されています。

クラッド鋼の製造方法ですが、概ね6 mm以上の分厚いものは、2枚の板を重ねて1000℃以上の高温に加熱した後、ロールで延ばして作られます。また、2枚の板を重ねて更にその上に爆薬を撒いて着火し、爆発の圧力でくっつける方法もあります（ワイルドですね）。一方、概ね6 mm以下の薄いクラッド鋼は、くっつける面を真空中で綺麗にして重ねた後、ロールで軽く引き延ばして作られます（スマートですね）。

そんなクラッド鋼ですが、注意点もあります。例えば、ステンレス＋鉄のクラッド鋼の場合、耐食性が必要な面全体にステンレスが出ていれば問題ありませんが、穴あけ加工や不適切な溶接などで、一部に鉄が露出してしまうと…。そう、前回の循環やまがたで紹介した様に、全面が鉄の場合よりも、腐食が一気に進んでしまうのです！でも、正しい使い方をすれば、とても有益な素材ですので、ご興味のある関係者の方は、ぜひ使用をご検討ください！最後まで読んで頂き、ありがとうございました。

■気象予報士「ごみゼロくん」の観天望「記」

今年の夏も暑いですね～♪

（と、書いてますが、これを執筆している6月中旬では単なる予想です。実際はどうでしょう？）。猛暑の中でも、日々発生する産業廃棄物を処理していただいている皆様には大変感謝いたします。

さて、この猛暑は「地球温暖化」のせいだ、とすぐに結論付けたくなる方もいることでしょう。しかし、その要因は「自然変動」なのです。

日本の夏は、地球規模の大気の循環による亜熱帯高気圧（上空から強制的に下降した温暖で乾燥した空気）のひとつ、太平洋高気圧に覆われることで暑くなります。

（※）ちなみに、太平洋高気圧の中心の空気自体は本来乾燥しているのですが、この下降した空気は海水面を吹く風となり、太平洋上で水分を補給して日本にやってくることで、湿度の高いムシムシした、あの日本特有の夏になるのです。

猛暑の場合は、太平洋高気圧のさらに上空側に、チベット高原の日射加熱などを由来とする「チベット高気圧」がユーラシア大陸側から覆われていることが多いのです。二重の高気圧は、例えとして「二重の毛布を掛けている」と表現することもあり、暑い空気が保持され気温が上が



夏の日差しに映える鳥海山と庄内平野

りやすくなるのです。チベット高気圧の影響は、地上天気図にクジラの尾と言われる形で現れることもあります。

これらの高気圧の勢力を左右するのは、詳細は省きますが、「エルニーニョ/ラニーニャ」、「ダイポールモード」、「偏西風蛇行」といった広域的な自然変動であり、これに「フェーン現象」など局地的な気象現象が加わることもあります。

このような自然変動による気温変化は、よく地球温暖化で示される日本の気温上昇の長期トレンド（100年あたり約1.26℃）より大きいのです。

様々な媒体で、SDGsや脱炭素などの話題で「地球温暖化」というキーワードを目にします。あたかも温室効果ガスによる人為的な由来が全て原因のような表現も目にします。しかし中には「人為的」な由来ではなく、本来の「自然変動」由来である内容も多いのです。

■庄内浜直送便～ある日の出来事④

これは、県のとある廃棄物関係部署に寄せられた相談を紹介するものです。

Y社長：Mさん、いますかのお？。

M相談員：どうもYさん。今日はどうしました？

Y社長：実は、社員全員ボランティアで来週に海岸の清掃でもしようと思っただけ。

M相談員：それはとても助かります。春は、冬場の荒波で流れ着いた漂着物が庄内海岸にも多く流れ着いていてね。困ったもんです。

Y社長：本当に、なんとかさねまねなやのお。

M相談員：県でも美しいやまがたの海プラットフォームっていう組織をつくって、関係者協働で漂着物の回収や啓発をやっているんですよ。

Y社長：うちの会社も何が貢献さねまねばど思っただけ。それでの、Mさんに来週のいつだば、天気が良くて回収するのに最適かど思っただけ、相談しっただけ。

M相談員：なんでまた私に？

Y社長：だってMさんは気象予報士なんでしょ。んださげ間違いねえと思っただけ。

M相談員：まあね。じゃあ、んー、そうだなあ、来週の土曜日なら晴れだし波風もなく最適だと思うよ。

Y社長：ほう、じゃ、土曜日に決定、朝8時に現地集合だな。で、何時に起きたらいいかのお？

M相談員：ん？ なんでまた私に？

Y社長：だってMさんは起床予報士なんでしょ。んださげ起きる時間も教えてくれるんでしょう？

M相談員：いやいや、意味が違うでしょ。でもまあ6時に起きてご飯食べて準備したらちょうどいい時間になるのでは？

Y社長：さすがMさん。天気も起きる時間も教えてくれるなんて、ほんとうに希少な方だ。

M相談員：あんまり変なことを言うとおこりますよ。

Y社長：あれまっ！。気性も荒いんだが…？

M相談員：Yさん、きしょうに無理やりこじつけてるでしょ（^^）。まいりました。

○美しいやまがたの海プラットフォーム「カワカラ・ウミカラ」

<https://yamagatapf.info/>





青年部会第9回通常総会について

今年度の通常総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、昨年度に引き続き書面による開催となりました。

— 議 事 —

- ・報告事項1 令和2年度事業報告について
- ・報告事項2 令和2年度支出について
- ・報告事項3 令和3年度事業計画について
- ・報告事項4 令和3年度予算について

また、今年度の卒業生、新規入会の部会員は次のとおりです。

【卒業生】

黒澤 武利さん	テルス株式会社
大宮 拓也さん	株式会社クレンズ興産
篠澤 真和さん	株式会社ミツワ企業
五十嵐克浩さん	株式会社管理システム

【新入部会員】

川西 亮裕さん	有限会社かの衛生興業
手代木翔伍さん	コベルコ建機日本株式会社 東北支社 山形営業所

全国産業資源循環連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック第20回総会の開催について

令和3年6月2日（水）に全国産業資源循環連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック第20回総会並びに研修会が開催されました。

今年度は各県会場をつないだweb開催となり、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、メトロポリタン山形の会場にて、山形県青年部会として参加いたしました。

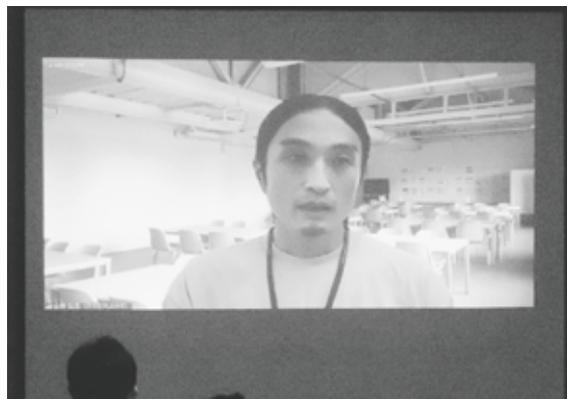


小林部会長のあいさつ

はじめに研修会が行われ、東北芸術工科大学デザイン工学部企画構想学科 准教授 山縣弘忠氏による「廃棄物業界とSDGs」のテーマで研修会を行いました。



会場の様子



山縣弘忠先生

続いて総会が行われ、はじめに時田真一ブロック長が挨拶を行い、次に全国青年部協議会会長の大前慶幸様よりご祝辞を頂戴し、議事に入りました。

議 事

- (1) 議案第1号 令和2年度事業報告並びに収支決算報告に関する件
令和2年度 監査報告
- (2) 議案第2号 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）に関する件
- (3) 議案第3号 役員補選に関する件
- (4) 議案第4号 その他

が審議され、すべての議案が原案どおりに了承されました。



今回はweb開催並びにコロナウイルス感染症対策のため、懇親会は中止となりました。

最後になりますが、通常総会・研修会・準備のためにご尽力いただきました北海道・東北ブロック青年部協議会の皆様に心より感謝申し上げます。

文化清掃有限会社 近野 善和



— 村山支部長選任のお知らせ —

平成22年より村山支部の副支部長、また平成30年より支部長を歴任された後藤重信氏は令和3年1月30日にご逝去されました。心からご冥福をお祈りいたします。

このことに伴い、令和3年3月9日に第5回村山支部役員会を開催し互選を行った結果、後任として株式会社ミツワ企業 代表取締役 伊藤泰志氏が選任されました。

— 令和3年度講習会試験の日程について —

昨年度に引き続き今年度の講習会も「講義」は事前に各自ご自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」は指定日時に試験会場に来場して受験する2段階形式の講習会となります。

同時受講	種類	日付	定員	会場名
同時受講	収運更新	2021年7月28日(水)	40	大手門パルズ(3F霞城) 受付開始9:20 試験開始9:50
	処分更新	2021年7月28日(水)	40	同上
同時受講	収運更新	2021年7月28日(水)	40	大手門パルズ(3F霞城) 受付開始13:00 試験開始13:30
	処分更新	2021年7月28日(水)	40	同上
	特責	2021年11月16日(火)	60	大手門パルズ(3F霞城) 受付開始9:20 試験開始9:50
	収運更新	2021年11月16日(火)	60	大手門パルズ(3F霞城) 受付開始13:00 試験開始13:30
	産収	2021年11月17日(水)	60	大手門パルズ(3F霞城) 受付開始9:20 試験開始9:50
	収運更新	2021年11月17日(水)	60	大手門パルズ(3F霞城) 受付開始13:00 試験開始13:30

※今年度の更新講習会は全て満席となりました。許可の期限が近い方は最寄りの総合支庁環境課へご相談ください。

— 令和3年度労働災害防止計画 —

一般社団法人山形県産業資源循環協会

1 はじめに

(公社)全国産業資源循環連合会(以下「連合会」という。)においては、令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下「第2次労働災害防止計画」という。)」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、本計画はもとより、山形県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度に実施すべき事項を定め、会員が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員の安全衛生水準のなお一層の底上げを図っていくものとする。

2 目 標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業4日以上死傷者数を、平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少させる。

(平成24～26年の死傷者平均14.7人 → 令和4年11人以下)

3 重点実施事項(継続)

安全衛生規程を作成している会員数を増加させる。

(令和2年度41会員)

4 令和3年度活動目標

2の目標を達成するために令和3年度における活動目標を次のとおり設定する。

- (1) 安全衛生規程を作成又は作成予定の会員を、前年度に比して5%増加させる。
(令和2年度41会員 → 令和3年度44会員)
- (2) 会員における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を、前年度に比して5%増とする。
(令和2年度179会員 → 令和3年度188会員)
- (3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員を前年度に比して5%増加させる。
(令和2年度163会員 → 令和3年度172会員)
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員を前年度に比して、5%以上増加させる。
(令和2年度107会員 → 令和3年度113会員)

- (5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員を前年度に比して、5%以上増加させる。

(令和2年度137会員 → 令和3年度144会員)

5 令和3年度活動目標を達成するための当協会における取組み

4(1)～(5)に示す「令和3年度活動目標」を達成するため、具体的方策を次のとおり設定する。

- (1) 会員における安全衛生活動のアンケート調査回答数増加を図る。
 - ① 定期刊行している機関誌を利用して会員へアピールし、回答数増加に努める。
 - ② 協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
 - ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。
- (2) 会員における安全衛生規程の整備を図る。
 - ① 会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- (3) 会員における安全衛生管理体制の構築を図る。
 - ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、ホームページ等を通じて周知する。
- (4) 安全衛生事業の認識を向上させる。
 - ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、機関誌で会員への情報提供を行う。
 - ② 会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
 - ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- (5) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
 - ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、会員に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを機関誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)
 - ③ 会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- (6) 会員における安全衛生パトロールの実施を図る。
 - ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、機関誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (7) 会員におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、機関誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトのリンクを張る。
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - ・連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- (8) 会員におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - ・連合会 安全衛生サイト
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)

令和2年度事業実施状況

月	日	内 容
4	9(木)	協会 三役県庁挨拶
	"	協会 表彰審査会（協会会議室） 第1回三役会（同左）
	16(木)	協会 第1回循環やまがた編集委員会 書面決議
	17(金)	青年部会 第8回通常総会 書面決議
	22(水)	村山支部 第8回通常総会 書面決議
	"	協会 令和元年度事業及び会計監査（協会会議室）
5	8(金)	協会 第2回三役会（ホテルメトロポリタン山形） 第23回理事会（同左）
	12(火)	庄内支部 第8回通常総会 書面決議
	14(木)	置賜支部 第8回通常総会 書面決議
	22(金)	最上支部 第8回通常総会 書面決議
	25(月)	（一社）山形県計量協会 令和2年度通常総会（山形県高度技術研究開発センター研修室）
6	8(月)	第67回北海道・東北地域協議会 書面決議
	9(火)	全産連青年部協議会北海道・東北ブロック 第19回通常総会 書面決議
	12(金)	協会 第8回通常総会（ホテルメトロポリタン山形）
	18(木)	全産連青年部協議会 第21回通常総会 書面決議
	19(金)	全産連 第10回定時総会 書面決議
	29(月)	協会 第3回三役会（ホテルメトロポリタン山形） 令和2年度第1回支部長会議（同左）
7	14(火)	ごみゼロやまがた推進県民会議総会 書面決議
	27(月)	協会 循環やまがた第76号発行
	28(火)	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物暫定講習会（大手門パルズ）～29日
	31(金)	令和2年やまがたオンライン環境展第1回実行委員会（山形県建設会館）
8	5(水)	協会 第4回三役会（協会会議室）
	12(水)	協会 令和2年やまがたオンライン環境展第1回事務局会議（協会会議室）
	20(木)	協会 令和2年やまがたオンライン環境展第2回事務局会議（緑町会館会議室）
	27(木)	協会 令和2年やまがたオンライン環境展第3回事務局会議（緑町会館会議室）
9	1(火)	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物暫定講習会（大手門パルズ）～2日
	3(木)	令和2年やまがたオンライン環境展第2回実行委員会（県庁）
	8(火)	協会 令和2年やまがたオンライン環境展第4回事務局会議（緑町会館会議室）

月	日	内 容
9	11(金)	青年部会 第27回役員会 (山形県生涯学習センター遊学館)
	16(水)	協会 令和2年度山形県循環型産業トップセミナー (ヒルズサンピア山形)
	17(木)	協会 行政懇談会 (あこや会館)
	18(金)	村山支部 行政懇談会 (村山総合支庁)
	24(木)	置賜支部 行政懇談会 (置賜総合支庁)
10	6(火)	庄内支部 行政懇談会 (庄内いろり火の里 なの花ホール)
	9(金)	協会 第24回理事会 (ホテルメトロポリタン山形) 懇親会 (同左)
	19(月)	北海道・東北地域協議会 (web会議)
	20(火)	ごみゼロやまがた推進功労者表彰審査会 (県庁)
	26(月)	協会 産業廃棄物排出事業者研修会 (村山総合支庁講堂)
	30(金)	令和2年やまがたオンライン環境展 ~1/31
11	2(月)	ごみゼロやまがた推進県民会議産業部会 (自治会館)
	5(木)	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物暫定講習会 (大手門パルズ) ~6日
12	1(火)	(一社) 山形県計量協会 理事会 (ホテルキャッスル)
	8(火)	第1回山形県産廃税評価検討委員会 (あこや会館)
	11(金)	青年部会 第28回役員会 (緑町会館会議室)
1	12(火)	第2回山形県産廃税評価検討委員会 (あこや会館)
	18(月)	協会 循環やまがた第77号発刊
	22(金)	協会 第5回三役会 (緑町会館会議室)
	27(水)	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物暫定講習会 (大手門パルズ)
2	5(金)	全産連 全国正会員事務局責任者会議 (web会議)
	12(金)	協会 不法投棄防止専門部会 (パレスグランデール山形)
	22(月)	協会 第6回三役会 (緑町会館会議室)
	"	全産連 2021年度許可講習会における事務取扱説明会 (web会議)
3	1(月)	ごみゼロやまがた推進県民会議産業部会 (自治会館)
	5(金)	協会 第25回理事会 (ホテルメトロポリタン山形)
	23(火)	協会 やまがたオンライン環境展第3回実行委員会 (あこや会館)
	24(水)	青年部会 第29回役員会 (web会議)
	25(水)	(一社) 山形県計量協会 理事会 (山形県高度技術研究開発センター)

協会ホームページ(会員専用) 掲載情報(1月～6月)

タイトル	分類	掲載日
セーフティネット保証5号に係る業種指定について	通知等	6月25日
令和3年度エイジフレンドリー補助金のご案内	通知等	6月24日
令和3年度「ごみゼロやまがた県民運動」の取組みの実施について	通知等	6月16日
産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策一覧について	通知等	6月14日
てき丸君News-第76号(2021.6.9)	全産廃連広報	6月9日
『エコドラフト with クラウドサイン』6/18(金)開催 無料オンラインセミナーのお知らせ	研修会等	6月4日
「働き方改革推進支援助成金」及び「業務改善助成金」の周知について	通知等	6月4日
山形県リサイクル製品認定制度に係る認定製品の募集(令和3年度前期募集)について	通知等	5月31日
山形県リサイクルシステム認証制度に係る募集について	通知等	5月31日
てき丸君News-第75号(2021.5.24)	全産廃連広報	5月25日
「不正改造車を排除する運動」への協力について	通知等	5月7日
令和3年4月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について	通知等	4月28日
まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について	通知等	4月26日
プラスチック資源循環への支援に向けたアンケート御協力のお願い	通知等	4月13日
令和3年度「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」の実施について	通知等	4月13日
令和3年度労働災害防止計画	協会事業	4月9日
新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について	通知等	4月9日
廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について	通知等	4月7日
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について	通知等	4月7日
消費税の総額表示義務化に伴う委託契約書の金額記載について	お知らせ	4月1日
令和3年度経済センサス-活動調査の実施について	通知等	3月26日

協会ホームページ(会員専用)掲載情報(1月～6月)

タイトル	分類	掲載日
令和3年度山形県循環型産業施設整備事業補助金事業の周知について	通知等	3月24日
「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて	通知等	3月15日
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について	通知等	3月15日
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について	通知等	3月8日
令和3年度税制改正大綱の取りまとめについて	通知等	3月3日
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について	通知等	2月24日
「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について	通知等	2月24日
業務改善助成金関係資料の送付について	通知等	2月8日
石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について	通知等	2月3日
建設業における労働災害の増加に伴う取組の徹底について	通知等	1月26日
偽造の疑いのある技術講習修了証について	通知等	1月21日
令和3年1月の緊急事態宣言対象区域の拡大について	通知等	1月15日
令和3年1月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について	通知等	1月13日
押印を認める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について	通知等	1月12日

法令文の雑学

● 読解について



日常、法律の条文を読んでいると、回りくどい文章の羅列で悪文の典型のように思えてくることがしばしばです。初めて近代的な法律が制定された明治初期以来、法律を作るうえでのいろいろな約束事が積み重なって現在に至っているわけで、その約束事を少しでも覚えておけば、難解な法文の読解に少しはお役に立てるかもしれないと思い、駄文を書いてみました。ご笑覧ください。

なお、用例については、すべて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）からとっています。

1 「及び」と「並びに」

法令の文章で最初に出会う字句です。併合的接続詞（英語の「AND」に相当）ですが、法律の文章では厳密に使い分けされています。そして必ず漢字で書くことになっています。

(1) 選択される語句に段階がなく、並列された語句を単につなぐ場合は「及び」だけを用います。

(例1) (都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第5条の6 国**及び**都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 3語以上を接続する場合でも、段階が同じ場合には、初めの方はすべて「、」でつなぎ、最後の語句だけを「及び」で結びます。

(例2) (国及び地方公共団体の責務)

第4条 1～3 (略)

4 国、都道府県**及び**市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(※「国」、「都道府県」、「市町村」はすべて同じ行政機関のくくりなので、ここでの段階はなく、最後の「市町村」の前で「及び」でつないでいます。)

(3) 動詞で終わる語句を接続する場合は、「及び」の前にも「、」を打ちます。

(例3) (目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、**及び**廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし（以下略）

(注意) 「A、B、C等」、「A、B、Cその他…」、「A、B、Cその他の…」のように、「等」、「その他」又は「その他の」の語句でつなぐ場合には、「及び」や「並びに」は使用しません。すべて「、」でつなぎます。間違いやすいので気を付けましょう。

(4) AとBとが一つのグループとなり、これをCと並列させる場合には、一番小さな並列だけを「及び」でつなぎ、それより大きな並列はすべて「並びに」でつなぎます。

(例4) (目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、**及び**廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、**並びに**生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(※「廃棄物の排出抑制」＋「廃棄物の適正処理」が一つのグループであり、これの達成により果たすべきより究極的な目標である「生活環境の保全と公衆衛生の向上」とは段階に差があるので、二つのグループを「並びに」でつないでいます。)

この続きは次号で！

事務局長 佐藤長一郎

編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大から一年以上経過し、ワクチン接種も進んできておりますが、変異株の出現などなかなか収束の兆しが見えない状況が続いております。コロナ禍で私たちの生活スタイルは激変し、人との交流も制限されるようになりました。

そのような中で、先日息子の中体連が行われましたが、やはり無観客での大会となりました。どうしても息子たちの最後の大会を見届けたい父兄は考え、代表一名だけが会場入場を認められたことからオンラインでのライブ配信を行い、なんとか雰囲気を感じることはできました。

コロナ禍以後、オンラインでの会議、診療、飲み会など様々なコミュニケーションツールが普及しておりますが、コロナ感染克服後もうまく活用すれば効率化、省力化が図れるものと改めて感じました。

マイナスの面ばかり注目しがちですが、これまでの日常を取り戻すことができたとき、この環境に置かれて体験できた様々なことを生かせるようにしたいと思いつつ、一日も早い収束を願うばかりです。また、開催が近づいている東京オリンピックでも、多くの日本選手の活躍が日本を元気にする原動力となることを期待します。

編集委員会委員 大宮 拓也

◆ 循環やまがた編集委員 ◆

編集委員長	岡崎 信 広	(有) 岡崎清掃社
編集委員	蛇子 幸 治	(株) こすもす清掃
	大宮 拓 也	(株) クレンズ興産
	斎藤 健	(株) マルコウ環境
	西原 政 範	(有) 中央清掃
	登坂 誠	(株) 登坂商店

循環やまがた 78号

令和3年7月27日発行

編集：「循環やまがた」編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会
〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL 023-624-5560 FAX 023-624-5360

編集協力・印刷：コロニー印刷(山形福祉工場)

＝表紙の説明＝

山形県小国町、飯豊連峰の麓、標高約450mに位置する「温身平（ぬくみだいら）」は、平成18年に全国初の森林セラピー[®]基地として認定されました。

森林浴にはリラックス効果や血圧の低下、免疫力の向上、ストレスホルモン減少など、様々な癒し効果があります。森林セラピーは、森を楽しみながら、こころと身体
の健康維持を目指すものです。

セラピーロードは、総延長5.5km。自然の地形をそのまま生かした、なだらかで歩きやすい遊歩道であり、体力に自信のない方やお子様でも森の魅力を満喫できます。

メインロードには「森の巨人たち百選」に選ばれた国内最大級のヤチダモや、樹齢200年を超えるブナの巨木と巡り会うことができます。

森の湧き水でできた小さな池「温身の池」は、希少なモリアオガエルの繁殖地で、6月には白い泡状の卵を見ることができます。

ロード沿いにある湧き水「ブナしずく」は、「里の名水・やまがた百選」にも選ばれた、森の豊かさを味わえる名水です。

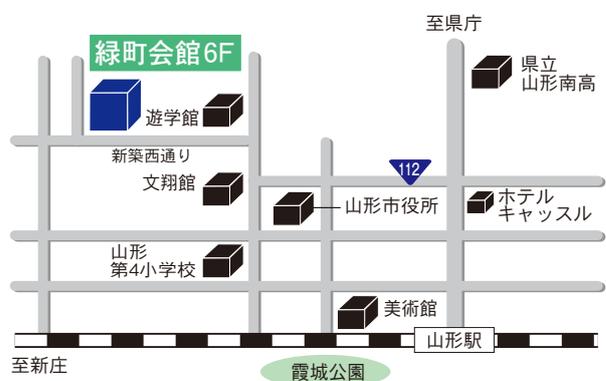
日本百名山に数えられる秀峰・飯豊連峰を間近に望める展望スポットも見どころの1つです。



循環 **やまがた** 78号
令和3年7月発行

編集：『循環やまがた』編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会

〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL.023-624-5560 FAX.023-624-5360
編集協力・印刷：コロニー印刷（山形福祉工場）



一般社団法人 **山形県産業資源循環協会**